

東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東近江市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年東近江市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第 55 条第 1 項に規定する病院等」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則第 2 条を削り、附則第 3 条を附則第 2 条とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。